



# いま考えたい **市町村合併** ～地域の将来を見据えて～

## 市町村合併推進構想とは？

平成17年4月に施行された「合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）」により、都道府県が定めることとされた“自主的な市町村の合併の推進に関する構想”のことです。

県では、平成18年5月に「熊本縣市町村合併推進構想（第1次）」を策定し、引き続き市町村の合併を推進していますが、今般、その一部を改定した第2次構想を策定しました。

## 望ましい市町村の姿とは？

住民に最も身近な自治体である市町村は、地域でできることは地域で決めるという地方分権の考え方のもと、個性豊かで元気ある地域社会の実現に向け、これまで以上に高い自立性が求められています。

そのため、市町村には、複雑・多様化する行政事務にしっかりと対応できる職員や組織、財源を確保し、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な課題に対して、自らの判断と責任で解決する能力を高めることが望まれます。

### ● 自立した行政体制の整備

- ・ 十分な権限・財政基盤と高度な行政事務に対処できる職員、組織の充実
- ・ 自主財源に裏付けられた効率的な財政運営

### ● 拡大する生活圏域と行政圏域の一致

- ・ 公共施設整備や土地利用計画策定など日常生活圏域を踏まえた行政区域の形成が必要

## 小規模町村の将来は大丈夫？

人口1万未満の小規模町村の多くでは、多様化・高度化する行政サービスを提供するために必要な職員、専門組織の確保が困難になっており、また財政面でも歳入に占める地方交付税等への依存度が高いなど、ぜい弱な行財政基盤となっています。

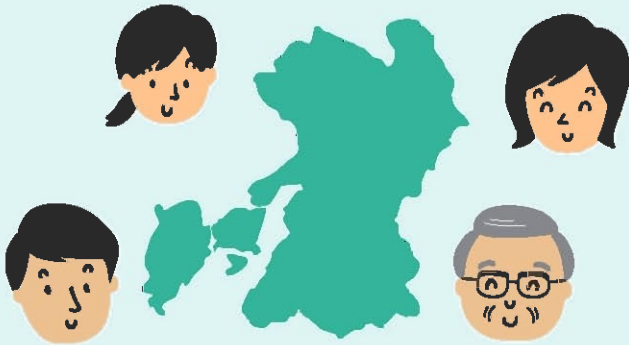
そのため、今後の地方分権時代の中で、自己決定、自己責任による多様な行政サービスを将来にわたって総合的、安定的に提供していくうえでは、厳しい状況にあります。

県では、この状況を大変危惧しており、これらの町村において、町村の長、議会、住民の皆さんが一体となって地域の将来のあり方について早期に議論を始められることを強く希望しています。

### 市町村を取り巻く環境

地方分権の進展、少子高齢化の急速な進行、生活圏域の拡大と行政ニーズの複雑・多様化、国、地方を通じた危機的な財政状況等、急激に変化しています。

このような環境変化の中、市町村は地域住民に最も身近な基礎自治体として、自らの責任と判断によって、質の高い行政サービスを持続し、提供していくことが求められています。



## 熊本市の政令指定都市移行の必要性は？

政令指定都市（政令市）は、現在の地方自治制度の中では最も充実した基礎自治体であり、熊本市が政令市移行を目指す取組みは、地方分権推進の流れに沿うものです。

今後、平成23年の九州新幹線鹿児島ルートの特快全線開業により都市間競争の一層の激化が予想されます。県都である熊本市が政令市になると、市の権限拡大等を生かした都市圏の社会資本整備により、九州内での拠点性が高まり、県全体の活性化や発展が期待されます。また、道州制の議論の高まりなども踏まえると、**熊本市の政令市移行は必要です。**

### 市町村の行政運営の現状

規模の小さな町村ほど、専門職・専門組織の設置が困難。

#### 人口規模別の各種施策への組織対応状況

(単位：%)

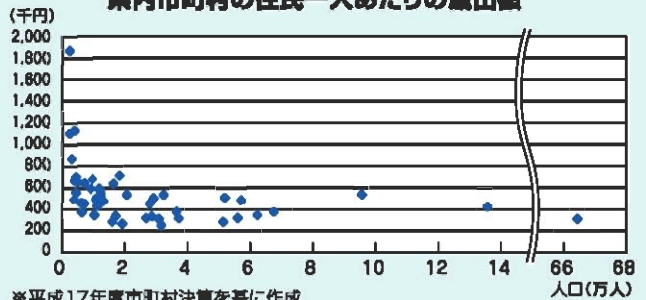
人口規模	団体数	専任対策(衛生)	男女共同	介護	障害者福祉	子育て支援
5万以上	9	100.0	100.0	100.0	88.9	100.0
3万~5万	6	100.0	50.0	100.0	33.3	100.0
1万~3万	17	100.0	29.4	76.5	23.5	47.1
1万未満	16	62.5	0.0	31.3	0.0	0.0
県平均	48	87.5	35.4	68.8	29.2	47.9

※平成18年4月、各団体組織図により作成。係以上の専任組織を設置している市町村数の率を各人口規模毎に算出。

### 市町村の財政状況

規模の小さな町村ほど、財政基盤がぜい弱で財政効率も割高傾向。

#### 県内市町村の住民一人あたりの歳出額

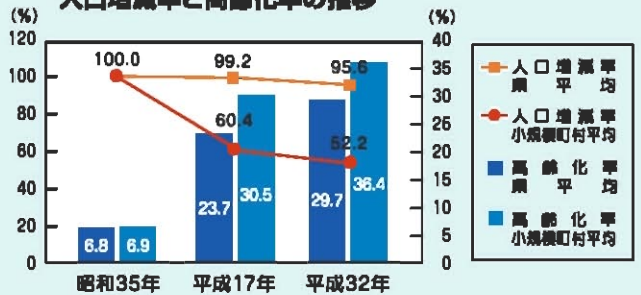


※平成17年度市町村決算を基に作成。

### 将来人口、高齢化等の今後の見通し

小規模町村の多くでは、大幅な人口減少と高齢化の傾向が顕著。人口1万未満の16町村では、既に高齢化率30%超の団体が12も存在。生産年齢人口減少で地域産業等への影響も懸念。

#### 県全体と小規模町村(人口1万未満(H17国調))の人口増減率と高齢化率の推移



※高齢化率は市町村の加重平均、昭和35年、平成17年は国勢調査、平成32年は国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を基に作成  
※人口増減率は市町村の加重平均(昭和35年を100%とした割合)

### 政令指定都市とは？

都道府県の権限・財源の一部を移譲し、住民サービスがよりスムーズに行えるよう、法令により、一般市と異なる特例を与えられた一定規模の大都市をいいます。

従前は熊本市より人口規模の小さかった他県の市が、合併により国の支援プランを活用し政令市となる例が相次ぎ、熊本市は全国で人口20番目の都市となっています。

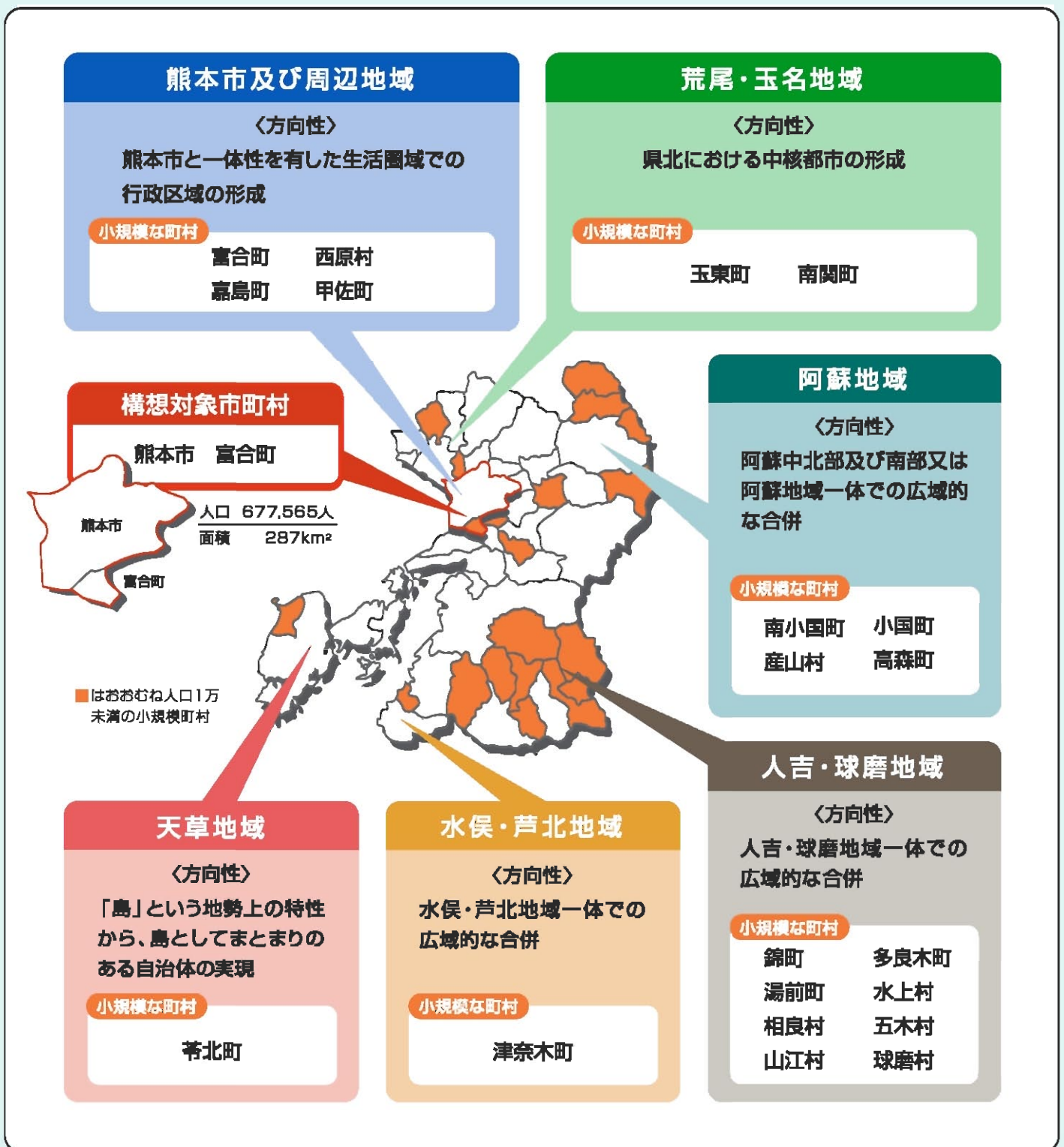
# 構想における合併の組合せは？

構想に具体的な組合せを明記することが、国や県の様々な合併支援措置の対象となる前提条件になります。

県では、第1次構想で、この組合せは段階的に検討することとし、県下の6地域について、将来的に望ましい組合せ及び検討の方向性を示しています。特に、**行財政基盤の強化が求められる、おおむね人口1万未満の小規模町村20団体（平成27年の人口推計で1万程度になる町村を含む）**については、**町村名を挙げて合併検討の必要性を明記しています。**

また、第2次構想では、熊本市及び富合町の合併に向けての具体的な動きを踏まえ、国・県の支援プランの支援対象とするために、両市町を構想対象市町村の組合せとして明記しています。

今後も、生活圏域の一体性や、行政サービス圏の一体性、政策・計画上の一体性等、市町村の結びつきを十分踏まえながら総合的に検討し、必要に応じて追加、変更を行います。



## 熊本県の取組みは？

自主的な市町村の合併を推進するために、市町村においては、適切な情報を基に地域の現状及び将来の見通しについて、分析・検討をいただくことが何より重要です。

県では、これらの検討が深められ、合併に向けた市町村等の取組みが円滑に進められるよう支援しています。また、合併新法下では、国・県の支援策も活用することができます。

### 【主な取組み】

- **合併支援・相談窓口の設置**  
市町村合併に関する相談に対応するため、本庁・地域振興局に窓口を設置
- **合併に向けた気運の醸成**  
広報啓発の実施  
説明会・セミナー等の実施
- **情報提供・助言等**  
県ホームページや出前講座による住民等への情報提供  
市町村への資料提供や助言

### 【合併新法下における国・県の主な支援策】

#### ○国の主な支援策（新市町村合併支援プラン）

- **合併市町村のまちづくり等に対する財政措置**
  - ・ 構想対象市町村及び合併市町村が行う事業に対して合併推進債を充当(90%)し、元利償還金の40%(行政コスト合理化発現に繋がる事業は50%)を普通交付税措置
  - ・ 合併協議会にかかる経費や住民説明会等の費用、合併準備に必要な電算システム統一等の経費について、特別交付税で措置
- **合併直後の臨時的経費に対する財政措置**
  - ・ 合併後における行政の一体化(基本構想等の策定・改定等)に要する経費等を普通交付税措置
- **普通交付税の算定の特例(合併算定替)**
  - ・ 合併後5~7年度は合併がなかったものと仮定して毎年算定した普通交付税の額を保障し、さらに5カ年度は激変緩和措置

#### ○県の主な支援策（熊本県新市町村合併支援プラン）

- **合併協議会補助金**
  - ・ 法定協議会が実施する周知啓発、市町村基本計画作成に必要な経費を補助
- **法定協議会・合併市町村等への県職員派遣等**
  - ・ 県職員の協議会委員参画や協議会事務局への派遣
  - ・ 合併市町村との人事交流等
- **熊本縣市町村合併支援交付金**
  - ・ 合併に伴い必然的に発生する電算システム統合等の事業について財政支援(1億円×合併関係市町村数)
- **県事業の優先的・重点的な実施**
  - ・ 県との協議を経て合併市町村基本計画に位置づけられた県事業について、優先的・重点的に実施

## 合併新法期限は 平成22年3月末

これからの市町村には、求められるものが、質・量ともに変化していく中、住民の期待に精一杯応えていくため、市町村自身の自己改革が求められています。

より豊かなまちづくりのために、また、将来の子供たちが安心して生活できる地域をつくっていくために、早急に地域の将来像について議論を始めましょう。

## 市町村合併に関するご意見やご相談の窓口は

### 熊本県総務部市町村総室合併推進班

TEL.096-333-2106 FAX.096-384-6661

市町村合併ホームページ

[http://www.pref.kumamoto.jp/citles/gappel\\_hp/](http://www.pref.kumamoto.jp/citles/gappel_hp/)

メールアドレス

shichouson@pref.kumamoto.lg.jp

### 各地域振興局総務振興課

- 宇城 0964-32-2051
- 玉名 0968-74-2111
- 鹿本 0968-44-2131
- 菊池 0968-25-4283
- 阿蘇 0967-22-1110
- 上益城 096-282-2111
- 八代 0965-33-3111
- 芦北 0968-82-3111
- 球磨 0966-24-4111
- 天草 0969-22-4213